

1 「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発表された場合

登校時において、内子町または大洲市の広域もしくは各居住地域に発表されている場合は、自宅待機とする。ただし、自治体の指示がある場合はこれを優先する。

正午までに上記の警報が解除された場合は、安全を十分確認した上で登校する。正午の時点で上記の警報が継続している場合は、臨時休業とする。

2 「大雨警報」と「土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当)」が共に発表された場合

登校時において、内子町または大洲市の広域もしくは各居住地域に発表されている場合は、自宅待機とする。ただし、自治体の指示がある場合はこれを優先する。

正午までに上記の警報または情報が解除された場合は、安全を十分確認した上で登校する。正午の時点で上記の警報と情報が共に継続している場合は、臨時休業とする。

3 「避難指示」が発令された場合

登校時において、内子町または大洲市の広域もしくは各居住地域に発令されている場合は、登校せず、自治体の指示に従って安全を確保する。

正午までに上記の勧告または指示が解除された場合は、安全を十分確認した上で登校する。正午の時点で上記の勧告または指示が継続している場合は、臨時休業とする。

4 上記以外の「警報」や「注意報」が発表された場合

原則として学校は平常授業を実施するが、各自が状況を判断し、安全な登校が困難である場合は自宅待機とする。この場合は、学校に連絡する。

登校が可能になれば、安全面に十分注意して登校する。ただし、5時間目の授業に間に合わない場合は、登校せず、自宅学習を行うこと。

5 地震・津波等が発生した場合

内子町または大洲市の広域もしくは各居住地域で地震が発生し、震度5弱以上または自宅や周囲の建造物が倒壊した（あるいはその恐れがある）場合は、登校せず、自治体の指示がある場合はそれに従って安全を確保する。

登校が可能になれば、安全面に十分注意して登校する。ただし、5時間目の授業に間に合わない場合は、登校せず、自宅学習を行うこと。

6 積雪・路面凍結した場合

登校時に自宅を出るにあたって危険が感じられる場合には、危険が解消されるまで自宅待機とする。この場合は、学校に連絡する。

安全な登校が可能になれば、安全面に十分注意して登校する。ただし、5時間目の授業に間に合わない場合は、登校せず、自宅学習を行うこと。

7 自然災害等により公共交通機関が運休・遅延した場合

通常利用しているJR等の公共交通機関が災害や事故等で不通の場合は、他の交通手段を利用するなどして、安全に十分注意して登校する。ただし、他の交通手段が利用できない場合や安全に登校できない場合は、自宅待機とする。この場合は、学校に連絡する。正午までに運行が再開されれば、安全を確認して登校する。

8 Jアラート（全国瞬時警報システム）により緊急情報が発信された場合

(1) 登校前（在宅中）

愛媛県が対象地域に指定された場合は、報道等の情報をもとに避難行動をとり、原則として自宅待機とする。

安全が確認されたら登校するが、正午の時点で安全を確認できない場合は、臨時休業とする。

(2) 登校中

周辺の頑丈な建物の中や物陰に避難し、安全確認の次報があるまで避難態勢をとる。JR等の公共交通機関を利用している場合は、係員の指示に従う。

安全が確認されたら登校するが、正午の時点で安全が確認できない場合は、臨時休業とする。

(3) 下校中

登校中と同様の避難行動をとる。

9 上記以外で、自分や家族の安全確保のために自宅等での待機または避難が必要な場合

登校時に危険が感じられる場合には、危険が解消されるまで自宅等での待機または避難をし、自治体の指示がある場合はそれに従って、安全を確保する。この場合は、学校に連絡する。

登校が可能になれば、安全に十分注意して登校する。ただし、5時間目の授業に間に合わない場合は、登校せず、自宅学習を行うこと。

10 非常変災時の生徒の出席扱いについて

上記災害等の事情に該当すると認められた生徒の遅刻・欠席については、登校の危険性を考慮して遅刻・欠席とはせず、「出席」として扱う。

〈注意事項〉

- ・非常変災時における学校への電話による問合せは、学校からの電話連絡等に支障をきたしますの
で御遠慮ください。
- ・臨時休業や授業開始の決定についての情報は、学校ホームページに掲載します。